

令和6年能登半島地震における災害査定の簡素化・効率化 (農地・農業用施設等、農村生活環境施設)

令和6年7月
農村振興局 防災課 災害対策室

農林水産省

目 次

・ 災害査定の簡素化・効率化への対応（全体）	・ ・ ・ P 1
【1】 災害報告の柔軟化、【2】 査定前着工制度の概要	・ ・ ・ P 2
（参考） 査定前着工制度の活用事例について	・ ・ ・ P 3
【3】 大規模災害時等における直営施工方式の取扱い	・ ・ ・ P 4
【4】 「一箇所の工事」の取扱い（「統合」する場合の運用の拡大）について	・ ・ ・ P 5
【5】 【6】 大規模査定方針等	・ ・ ・ P 6
北陸農政局管内における大規模災害査定方針の適用について	・ ・ ・ P 8
（参考1） 災害復旧事業計画概要書（査定設計書）等の作成の簡素化（例）	・ ・ ・ P 9
（参考2） 航空写真を活用した平面図の作成について（例）	・ ・ ・ P 10
（参考3） 代表断面図の作成について（例）	・ ・ ・ P 11
災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る簡素化等について	・ ・ ・ P 12
【7】 被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について	・ ・ ・ P 15
【9】 机上査定（リモート査定）について	・ ・ ・ P 16
【10】 【11】 概略発注や実態実態を踏まえた積算の導入（不調・不落対策）	・ ・ ・ P 17
【査定の簡素化・効率化にかかる主要通知について】	・ ・ ・ P 18

令和6年能登半島地震にかかる農地・農業用施設等の災害査定の簡素化・効率化への対応

災害復旧事業の流れ

被害把握



災害報告の
柔軟化、
査定前の工
事着手

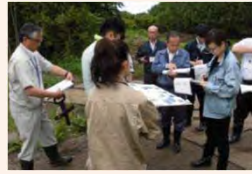
設計書作成



補助災害復旧事業の申請

作業、費用
負担の軽減

災害査定



査定期間
の短縮

工事発注



早期の
工事発注

【1】災害報告の柔軟化

⇒ P 2

県から提出される被害の確定報告は、全ての被害が確認される時点で対応可能となるよう通知を発出し周知

【2】査定前着工制度の積極的活用及び再度災害防止の取組について周知

⇒ P 2

発災後直ちにメールで周知するとともに、改めて県及び市町村向けにも通知を発出し再周知

【3】大規模災害時等に実施する直営施工方式の簡素化

⇒ P 4

土砂撤去や簡易な補修は、申請（応急工事費）及び精算書類を簡素化し、多様な団体が参画できるよう運用

【4】被災箇所を統合して大括り「統合」した査定申請が可能

⇒ P 5

被災箇所が150m以上離れていても1箇所として統合して申請が可能、また、行政界、インフラ施設等の境界等を考慮した範囲で、水路、道路など異なる工種をまとめて1箇所で申請することも可能。

【5】農地・農業用施設等は大規模査定方針を適用して査定設計書の簡素化を支援 集落排水施設や営農飲雑用水施設も簡素化が可能となるよう特別の措置を実施

⇒ P 6

⇒ P 12

既存の地図や航空写真、代表断面による概算事業費の算定など簡素化について、MAFF-SATや説明会で周知更に具体的な簡素化の取扱い「簡素化査定マニュアル」を県及び農政局が中心となって作成

【6】詳細な調査測量設計に必要な費用は災害復旧事業費で計上可能

農地・農業用施設等に加え、集落排水施設等も、簡素化査定で申請する場合は、計上可能として特別に措置

【7】管水路の不可視部分の被災は、条件付き査定により変更対応

⇒ P 15

被災が明確に確認できない区間は「不可視」として申請し、工事実施時に被災が見つかった場合は追加可能
通水試験に要する費用も災害復旧事業費に計上可能として特別に措置

【8】条件付き査定の柔軟化

応急工事費等など原則申請時に計上すべき経費も変更時に可能とするなど、柔軟に条件付き査定を実施

【9】査定期間の短縮に資するリモートなど机上査定の積極的な活用を周知

⇒ P 16

大規模査定方針等に基づく机上査定の限度額の引き上げ等により、現地調査対象件数を減少
他管内の実施事例を参考に、リモート査定の積極的な活用も周知

【10】概略発注の積極的な活用について周知

⇒ P 17

簡素化査定でも概略発注が可能であることから、積極的な活用について通知を発出し周知

【11】プレキャスト製品や見積り等により現場実態に応じた積算の取組を周知

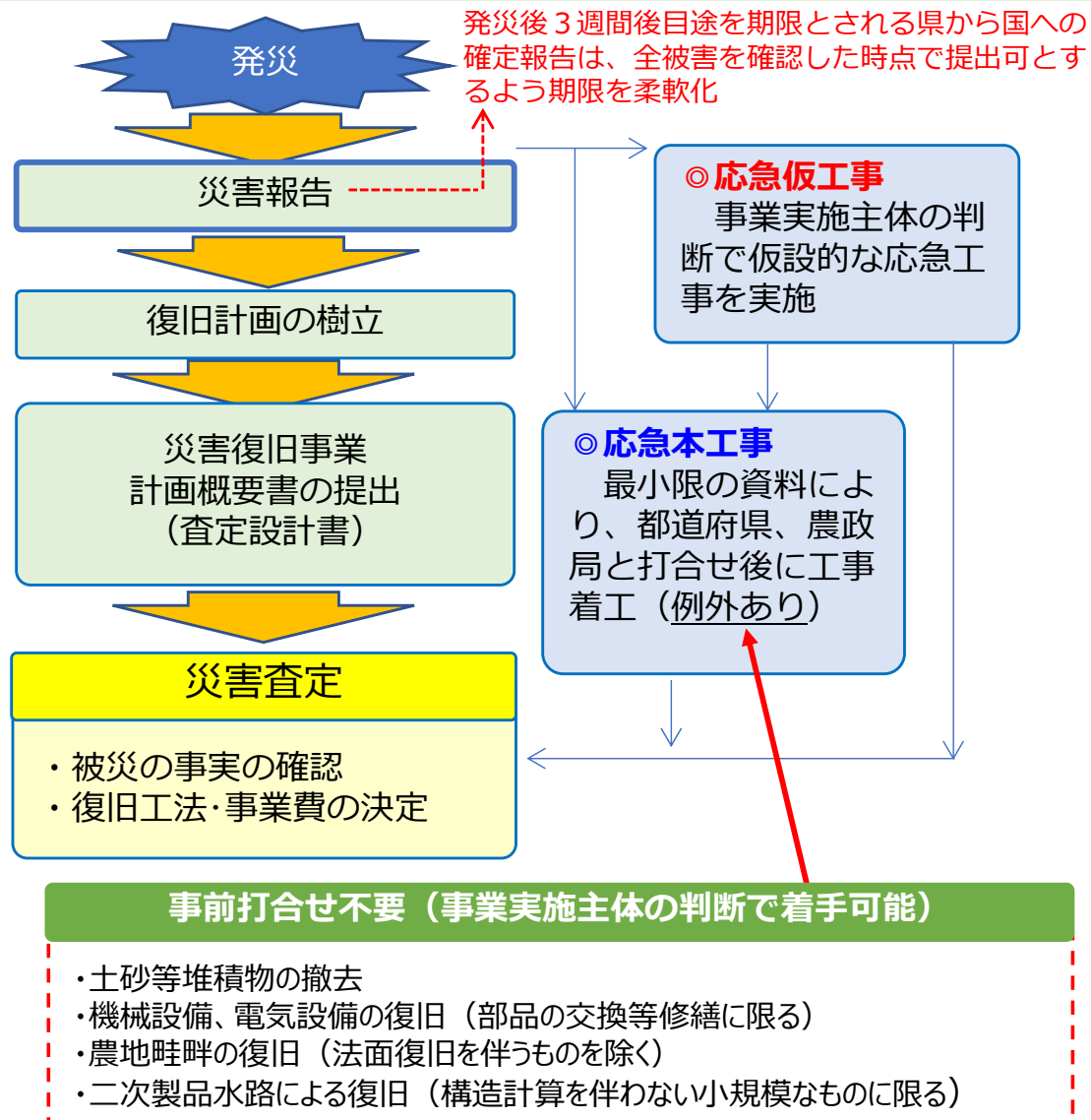
⇒ P 17

工期短縮や入札の不調・不落を回避するため、災害復旧事業でも実態を踏まえた積算が可能

【1】災害報告の柔軟化、【2】査定前着工制度の概要

- ◆災害報告（県からの確定報告）は、全被害を確認した時点で提出可とするよう報告期限を柔軟化。
- ◆農地や水路等の復旧を急げば、次期作付けに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能です。

【災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用及び再度災害防止に向けた取組の推進について（周知）（令和6年1月26日付け5農振第2552号-1 農村振興局整備部防災課長通知）】 農水省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-59.pdf



◎応急仮工事の事例



仮設水路を設置し、用水を確保



仮設ポンプを設置し、用水を確保

◎応急本工事の事例



農道や農地に堆積した土砂等の撤去



浸水した揚水機場の制御盤の部品を交換することによりポンプ機能を回復

(参考) 査定前着工制度の活用事例について

早期営農再開のための
応急本工事【水路】

農道の通行のための
応急仮工事【道路】

2次災害防止のための
応急仮工事【ため池】

排水の早期復旧のための
応急工事【集落排水施設】

被災の状況



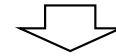
土石流により、水路に土砂が堆積し、
下流への通水が不能



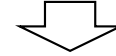
道路谷側の既設ブロックが崩壊した
ため、道路に段差が発生し、耕作者
等の通行が不能



洪水吐の下部にパイピングが発生
し、放置すれば被害が拡大して破
堤につながるおそれ



地震によりマンホールが浮上し、排
水が阻害され、汚水処理に重大な支
障のおそれ



応急工事の実施と機能回復状況



水路に堆積した土砂を撤去すること
で通水が可能となり、早期の営農再
開が可能



道路谷側に大型土のうを設置して段
差を解消するとともに、路面に砂利
を敷設し、耕作者等の通行が可能



緊急的に堤体をV字開削するととも
に仮設の排水管を設置して二次被害
を防止



マンホールを早期に復旧し、排水の
早期復旧が可能

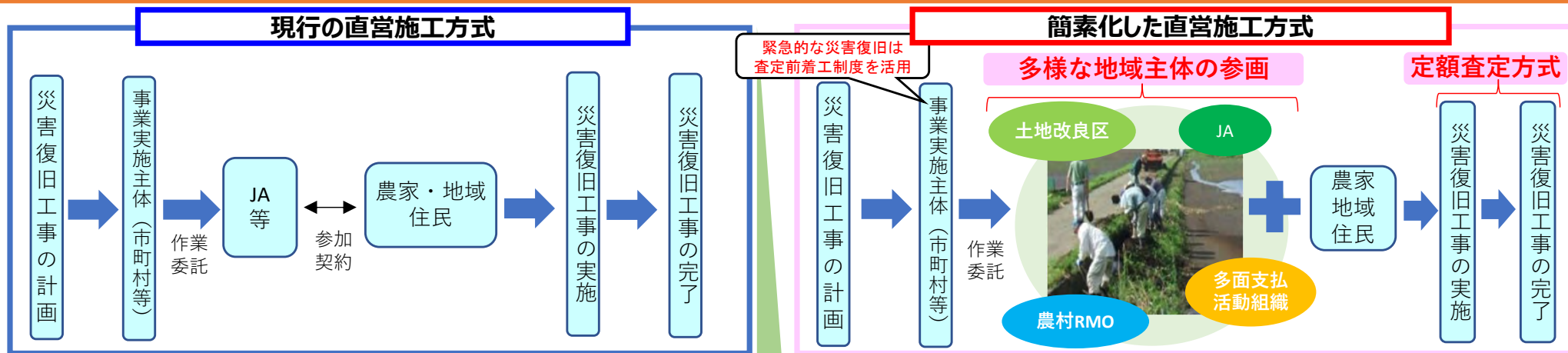
【3】 大規模災害時等における直営施工方式の取扱い

○ 大規模な災害が発生した場合又は査定前に緊急的に復旧工事に着手する必要がある場合（以下、「大規模災害時等」という。）において、より速やかに復旧工事を完了するためには、直営施工方式を活用することが有効

○ このため、直営施工方式を活用する事業実施主体の作業委託において、多様な地域主体の参画が促進するよう、大規模災害時等において、直営施工方式を活用する場合は、災害復旧事業が迅速に進むように事務手続きを簡素化（地域主体（JA、土地改良区、農村型地域運営組織（農村RMO）、多面的機能支払交付金の対象組織など）

【大規模災害時等を実施する直営施工方式（簡素化）について（通知）（令和6年1月26日付け5農振第2552号-1 農村振興局整備部防災課長通知）】

- 適用：**
- 「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」第2における災害にかかる災害復旧工事
 - 各災害復旧事業の規定に基づいて、査定の前に工事を実施する災害復旧工事



<査定設計書等の添付書類>

◇工事数量及び写真整理

[申請・精算]

測点毎の断面積×延長の積算数量、起終点及び各測点の写真

◇工事費積算・精算

[申請]

労務・材料・機械経費：標準歩掛

工事雑費：当該工事費の3.5%を上限

[精算] **実費精算**

労務費：作業日誌に基づく労務人数×公共労務単価

材料費：メーカー、問屋又は特約店の契約書（受払簿）

機械経費：レンタル、リースの専門業者と契約書

工事雑費：当該工事費の3.5%を上限

査定前着工で実施した場合は、申請時にこれらの書類を添付

<査定設計書等の添付書類>

◇工事数量及び写真整理

[申請]

標準断面×延長の数量、起終点及び標準断面の写真

[精算]

起終点及び代表断面×延長の積算数量

起終点及び代表点の写真

◇工事費積算・精算

[申請]

労務・材料・機械経費：直営施工方式用の総合単価

工事雑費：当該工事費の3.5%を上限

[精算] **単価精算**

労務・材料・機械経費：積算基準による標準歩掛単価

工事雑費：当該工事費の3.5%を上限

用「大規模査定方針」
緊急的な災害復旧における事務の簡素化

「定額査定方式」
工事費は、申請時から精算時まで一貫して、事業量と単価により算定

※上記の適用以外の災害復旧事業では本方式を採用できない

【4】「一箇所の工事」の取扱い（「統合」する場合の運用の拡大）について

- 大規模査定方針第8「一箇所の工事」※1では『複数の被災箇所を一箇所の工事と見なすに当たっては、工事の工期や発注範囲を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができる』とされている。
- このうち、「統合」については、「大規模査定方針の解説」を改定して、**統合できる範囲の取扱いを明確化**※2。
 - 被災した箇所が150m（暫定法の場合）を超える場合であっても「統合」することが可能。**
 - 被災箇所が広範囲に点在している場合、**被災した農地・農業用施設等の複数箇所を「被災箇所のまとまり」とし、一箇所の工事として「統合」することが可能。**

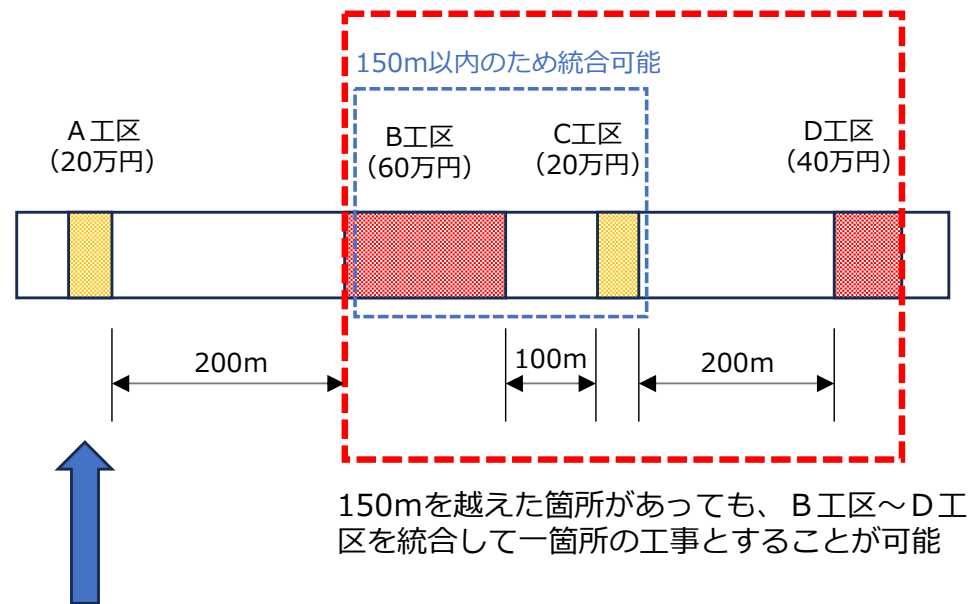
※1 「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日付け28文第230号 農林水産事務次官通達）

※2 「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説（令和6年6月改定）」（令和6年6月28日付け 農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）

（1）150mを越えた場合の統合イメージ

【用排水路、道路の場合の例】

一箇所の工事の範囲



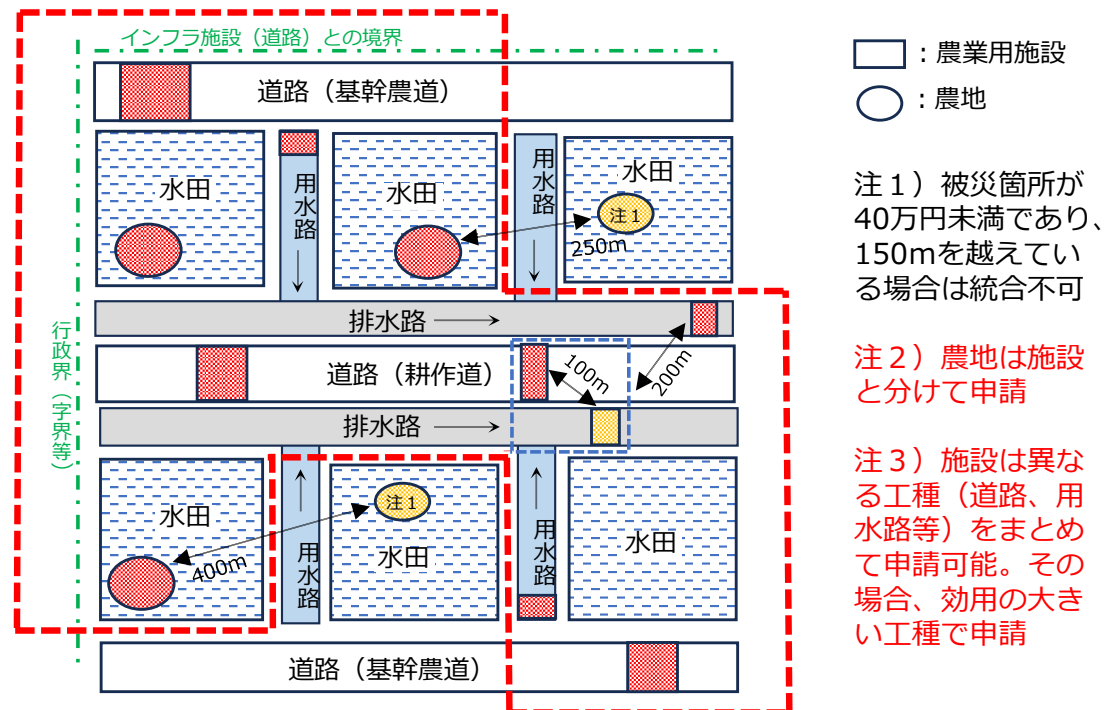
40万円未満のA工区は、150mを越えているため統合不可

■ : 被災箇所（40万円以上）
■ : 被災箇所（40万円未満）

（2）「被災箇所のまとまり」の場合の統合イメージ

【農地・農業用施設の場合の例】

一箇所の工事の範囲



行政界、インフラ施設の境界等を限度とし、被災した箇所を統合して一箇所の工事とすることが可能

【5】 【6】 大規模査定方針等を活用した査定設計書の簡素化等について

◆大規模災害時において被災自治体等の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに被災施設の早期復旧を促進するため、**農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設**を対象に、以下の効率化を実施。

【令和6年能登半島地震による災害の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用について(通知)(令和6年1月31付け農村振興局防災課長通知)】

詳しくは、農水省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/attach/pdf/index-61.pdf



激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表が行われた災害における被災箇所数が、過去の災害と比べ多い都道府県

※過去の災害と比べ多い都道府県とは、過去5か年の平均被災箇所数（本激を除く）を超える都道府県

※対象区域は激甚災害（本激）による被害がある都道府県別、施設別に判定

【効率化の内容】

1 机上査定限度額の引上げ

現地調査を行わず、机上だけで災害査定ができる限度額について、それぞれの施設別に**申請予定箇所数が概ね9割に達する額**まで引上げ（公共土木施設は7割までの額）

※通常の机上査定限度額は農地、農業用施設500万円未満（公共土木施設は1,000万円未満）

2 採択保留金額の引上げ

事業の採択を保留せず現地で行う額について、保留見込み箇所数が**概ね6割に達する額**まで引上げ

※通常の採択保留金額は、農地、農業用施設2億円以上（公共土木施設は4億円以上）

3 査定設計書に添付する図面等の簡素化

災害復旧にかかる計画概要書に添付する写真や図面について、航空写真や**代表断面図等**を活用

簡素化した査定設計書を変更するために必要な調査測量設計費は、災害復旧事業費に計上することが可能

4 一箇所の工事

一箇所の工事としての範囲を、工事の工期や発注単位を勘案して**被災箇所を統合又は分割し決定することが可能**

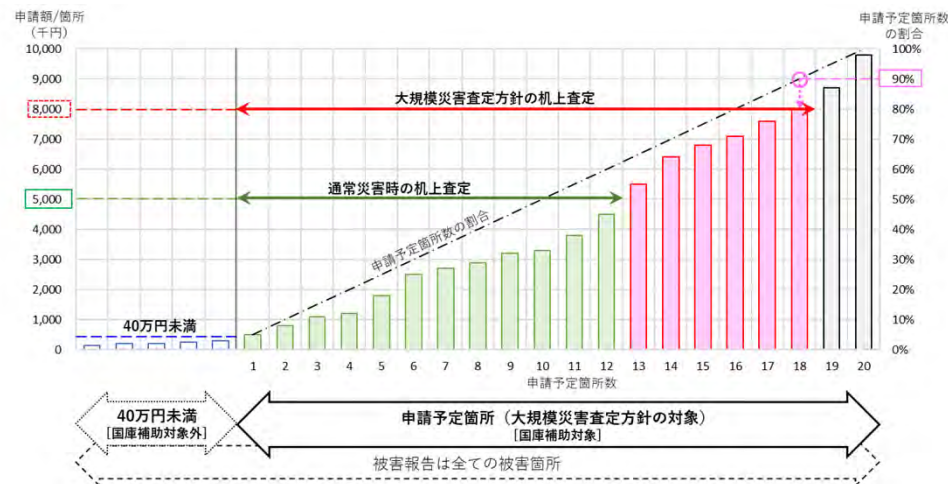
【効率化により期待される効果】

- 1 机上査定上限額の引上げにより現地調査件数が減少し、**査定期間が短縮**
- 2 採択保留額の引上げにより採択保留件数が減少し、**早期着手が可能**
- 3 査定設計書の添付図面や写真の簡素化により、**査定資料の準備期間が短縮**
(査定設計書に添付する図面等を簡素化した場合、査定設計書の変更に必要な測量設計等の費用を事業費に計上が可能)
- 4 広範な被災箇所において、早期復旧が必要な箇所を分割し災害査定を先行実施する等、**柔軟な対応が可能**

【参考】

・机上査定限度額の引上げ（査定方針第5）

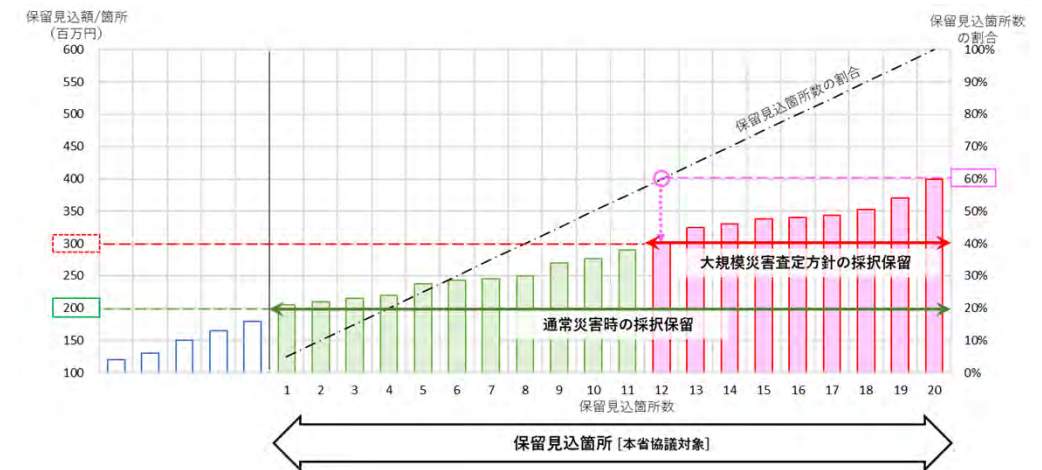
それぞれの施設別に申請予定箇所数が概ね9割に達する額まで引上げ
（公共土木施設は7割までの額）



※通常の机上査定限度額は農地、農業用施設500万円未満（公共土木施設は1,000万円未満）

・採択保留金額の引上げ（査定方針第6）

保留見込み箇所数が概ね6割に達する額まで引上げ



※通常の採択保留金額は、農地、農業用施設2億円以上（公共土木施設は4億円以上）

・査定設計書に添付する図面等の簡素化（査定方針第7）

災害復旧にかかる計画概要書に添付する写真や図面に、航空写真や代表断面等を活用

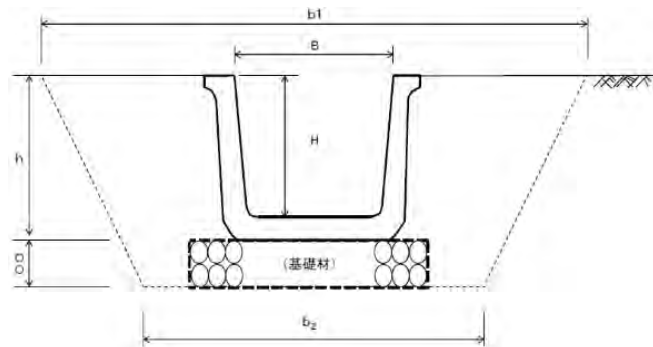
【航空写真の活用例】



【代表断面の簡素化例】

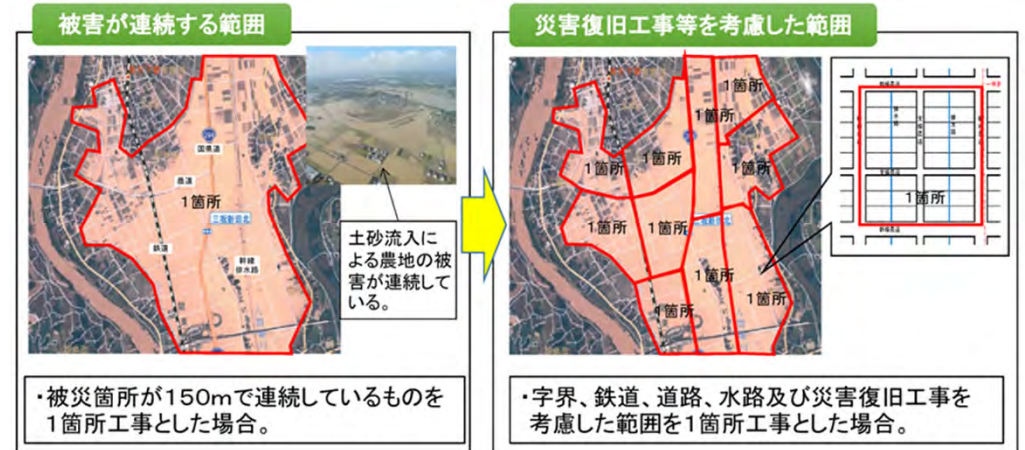
事業費を総合単価で算出する場合

事業費 = 復旧延長m × 鉄筋コンクリート水路(総合単価)



・一箇所の工事（査定方針第8）

複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たり、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができる。



※被災箇所が150m（負担法は100m）以内の間隔で離れているものは一箇所の工事とみなして

北陸農政局管内における大規模災害査定方針の適用について

◆ 令和6年1月31日付け（4月26日付け見直し）農村振興局整備部防災課長通知「令和6年能登半島地震による災害の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用について(通知)」により適用。

	新潟県	富山県	石川県	福井県
大規模査定方針の対象区域 (査定方針第4)	・農地 ・農業用施設 ・地すべり防止施設	・農地 ・農業用施設	・農地 ・農業用施設 ・海岸保全施設 ・地すべり防止施設	・農地 ・農業用施設
1. 机上査定限度額の引上げ (査定方針第5) <u>※通常の上限額500万円</u> <u>(地すべり、海岸は1,000万円)</u>	【農地】－ 【施設】800万円 【地すべり】－	【農地】1,000万円 【施設】3,500万円	【農地】1,635万円 【施設】4,000万円 【地すべり】52,000万円 【海岸】1,200万円	【農地】500万円 【施設】2,000万円
2. 採択保留金額の引上げ (査定方針第6) <u>※通常保留金額2億円</u> <u>(海岸、地すべりは4億円)</u>	【農地】引上げなし 【施設】2.5億円 【地すべり】引上げなし 【海岸】4.1億円			
3. 査定設計書に添付する図面等の簡素化 (査定方針第7)	【農地】適用 【施設】適用 【地すべり】適用	【農地】適用 【施設】適用	【農地】適用 【施設】適用 【地すべり】適用 【海岸】適用	【農地】適用 【施設】適用
4. 一箇所の工事 (査定方針第8)	【農地】適用 【施設】適用 【地すべり】適用	【農地】適用 【施設】適用	【農地】適用 【施設】適用 【地すべり】適用 【海岸】適用	【農地】適用 【施設】適用

注1) 【農地】農地
【施設】農業用施設
【地すべり】地すべり防止施設
【海岸】海岸保全施設

注2) 上記の引上げ額等は令和6年4月26日適用時点。

注3) 農村生活環境施設にかかる限度額は以下のとおり（令和6年4月15日付け防災課長通知）
机上査定限度額・・・富山県は3,000万円以下、石川県は74,600千円以下
採択保留金額・・・119,000万円以上

（参考１）災害復旧事業計画概要書（査定設計書）等の作成の簡素化（例）

- ◆大規模査定方針 第７（概要書又は設計書に添付する図面等）代表断面図の取扱いについて検討。
- ◆被災状況を航空写真等で確認し、あらかじめ作成した工種別の標準図と数量から事業費を算出して査定設計書を作成。

簡素化の事例（イメージ）

（１）適用工種及び適用条件

適用工種については、農地（水田、畑）及び農業用施設（農業用道路、水路護岸、用水路）とし、適用条件を工種毎に設定。

- ① 農地（水田）：フトン竈工は田差10m以下、ブロック積工は田差6m以下の場合
- ② 農地（畑）：フトン竈工は高低差5m以下、ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ③ 農業用道路：ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ④ 水路護岸：ブロック積工は高低差6m以下の場合
- ⑤ 用水路：土砂等の埋塞により現況が確認できない場合

注）他局管内の実施例を記載しているものであり、北陸局管内の取扱いではありません。

（２）申請工法

農地の申請工法については、区画整理済みの箇所はフトン竈工、区画未整理の箇所はブロック積工とする。

（３）航空写真等の活用による田差（高低差）[⇒ P 9]、被災延長及び排土量の算定

- ① 田差（高低差）の算定：国土地理院地図（電子国土Web）を活用し、被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差（高低差）とする。
- ② 被災延長：被災後の航空写真から被災延長を判読することを可能とする。
- ③ 排土量の算定：被災後の航空写真から必要に応じて崩土範囲を算定し、最小厚さ（XXcm）を計上。排土量＝崩土面積（m²）×厚さ0.XX（m）

（４）代表断面図の選定 [⇒ P 10]

(3)①で求めた田差（高低差）に基づき、標準図から代表断面図を選定。

（５）条件付き査定

「実施設計については、調査検討を行い数量計算や積算を精査し、必要に応じて計画変更（重要変更）により承認を得ること。」

(参考2) 航空写真を活用した平面図の作成について (例)

- ◆ 国土地理院地図 (電子国土Web) から平面図を作成。
- ◆ 被災箇所の高低差を読み取り、その差をもって、田差 (高低差) としている。



(参考3) 代表断面図の作成について (例)

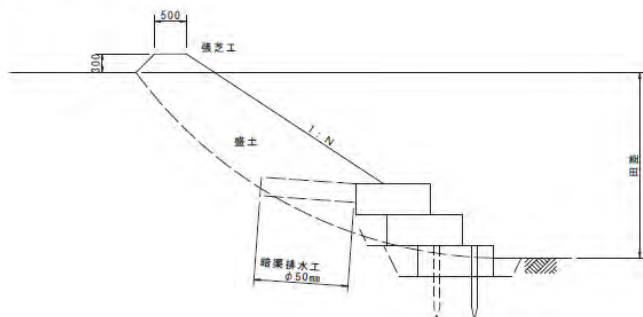
- ◆ 田差（高低差）に基づき、標準図から代表断面図を選定。
- ◆ 代表断面図より数量を算定。

農地(水田)(フトン簀)代表断面寸法・数量表

高さ：1.8mの場合

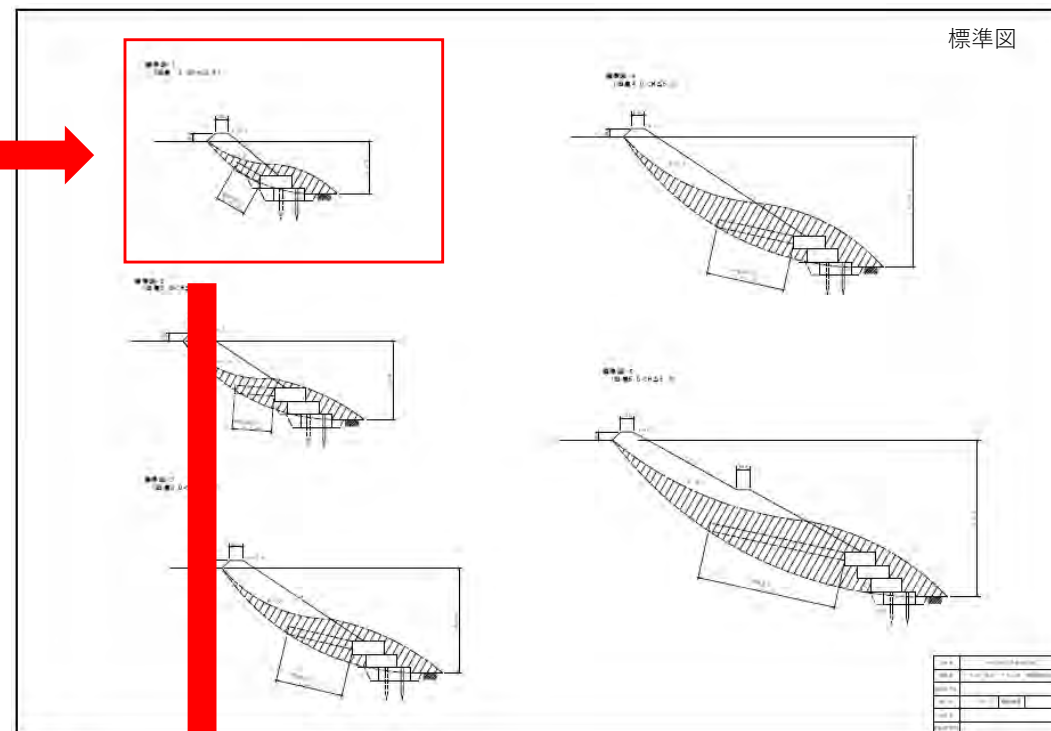
田差	土羽勾配 1:N	フトン簀 L (段・m)	盛土 (m ³)	張芝工 (m ²)	畦畔工 (m)	暗渠排水 (m)	備考	標準図 番号
$H \leq 2.0$	1.2	2.0	2.0	2.5	1.0	1.0		1
$2.0 < H \leq 3.0$	1.5	3.0	4.4	3.8	1.0	1.5		2
$3.0 < H \leq 4.0$	1.5	3.0	7.2	5.6	1.0	2.5		3
$4.0 < H \leq 5.0$	1.5	3.0	10.6	7.4	1.0	3.0		4
$5.0 < H \leq 6.0$	1.8	4.0	18.3	9.5	1.0	5.3		5
$6.0 < H \leq 7.0$	1.8	4.0	23.5	11.5	1.0	6.1		6
$7.0 < H \leq 10.0$	1.8	4.0	48.7	17.7	1.0	9.6		7

標準図

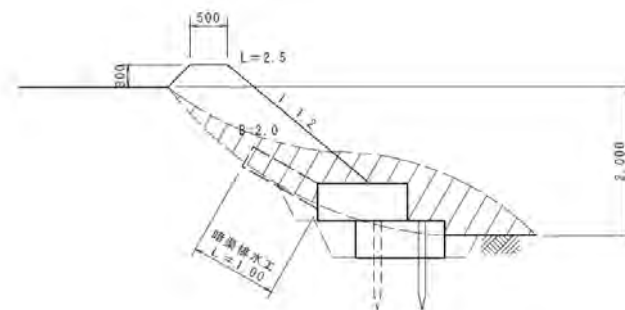


田差により標準図を選定
数量は、フトン簀・盛土・張芝工・畦畔工
暗渠排水は1か所あたり
購入土として盛土量を計上する
地区条件により敷鉄板を計上

注) 選定表及び標準図は他局管内の事例を掲載しているものであり、北陸局管内の選定表ではありません。



標準図-1
(田差 2.00m以下)



災害関連農村生活環境施設復旧事業に係る簡素化等について

◆上下水道施設の被害が特に甚大な能登半島地震においては、「上下水道一体の復旧」が求められる中、迅速に災害復旧を進めることが重要であることから、必要な事業費計上による簡素化査定を積極的に進めることは、早期の復旧・復興に必要不可欠。

◆このため、令和6年能登半島地震に限り、必要な対応を講じる。【対象地域：富山県、石川県】

【令和6年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行う場合の取扱いについて（※石川県適用：令和6年3月13日付け5農振第3065号 農村振興局整備部防災課長通知）（※富山県適用：令和6年4月15日付け6農振第191号 農村振興局整備部防災課長通知）】

【採択申請期限の柔軟な対応】

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領（農村振興局長通知）第5では、採択申請書及び事業計画概要書は、災害発生後60日以内に地方農政局長へ提出しなければならないとされているが、令和6年能登半島地震による災害に限定し『災害発生後60日以内』を『被害総額を確認後速やかに』とした取扱いに変更。

【簡素化査定への対応】 ⇒ P13～14

1 簡素化対象施設

「集落排水施設」及び「営農飲雑用水施設」のうち、ポンプ、機械装置及び電気設備以外は全て対象。

2 事業計画概要書の変更に必要な調査等の費用

簡素化する場合、変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用（以下「詳細調査」という。）を災害復旧事業費（測量及び試験費）に計上可能（災害復旧事業の補助率（激甚嵩上げ含む）が適用）。

3 採択申請における被災延長及び詳細調査の範囲の取扱い

- ・申請時の被災延長は、災害発生後の調査において把握した被災箇所を含む管路施設区間の範囲とする（この間において管路又はマンホールの損壊等により被害を十分に調査・確認できない範囲は不可視として取り扱う。）。
- ・事業計画概要書を変更するために必要な詳細調査の範囲は、被災延長を含み、管内調査等が可能となる健全なマンホール間とする。

4 事業費の算定

- ・管路施設の場合、代表となる断面の数量と復旧延長により算定。
- ・マンホール等施設の場合、代表となる箇所の数量×復旧箇所数により算定。
- ・処理施設や浄水施設の場合、被害状況に応じ簡素化が可能な構造物の場合は、上記に準じて算定が可能。

5 査定における取扱い

簡素化により申請され、詳細調査の範囲及び不可視区間が記載されている場合は、以下の条件付き査定とする。

- ・事業計画概要書の変更を行うために必要な詳細調査の費用を事業費の対象とする。
- ・詳細調査により不可視区間で新たな被災の事実が確認され、追加工事が必要となった場合は、計画変更（重要変更）で処理する。

(参考1) 災害関連農村生活環境施設復旧事業の簡素化等の取扱い

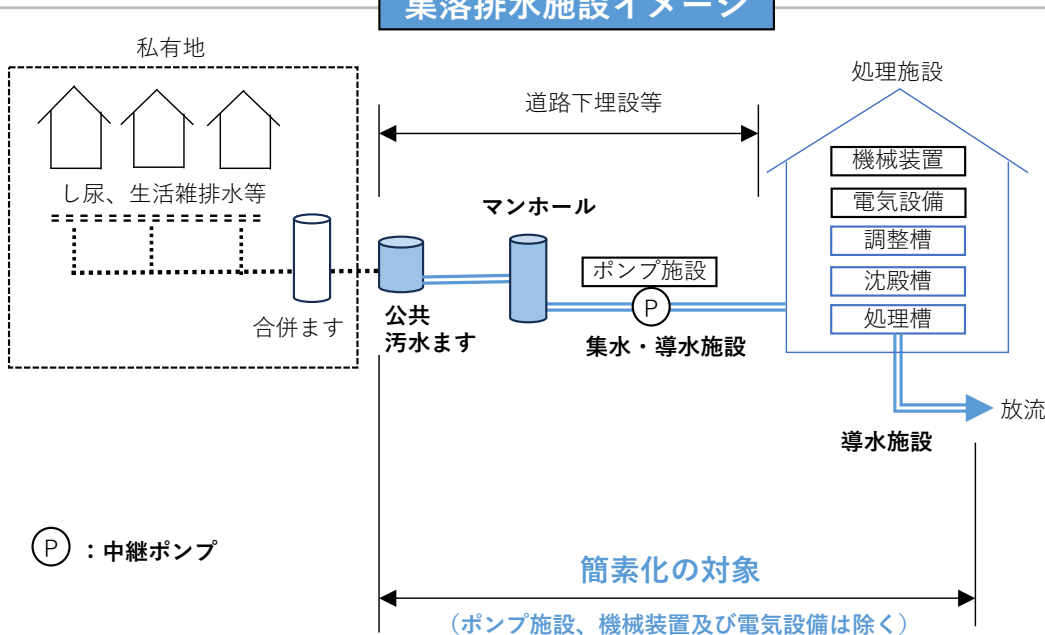
① 簡素化の範囲の考え方

【簡素化できる範囲】

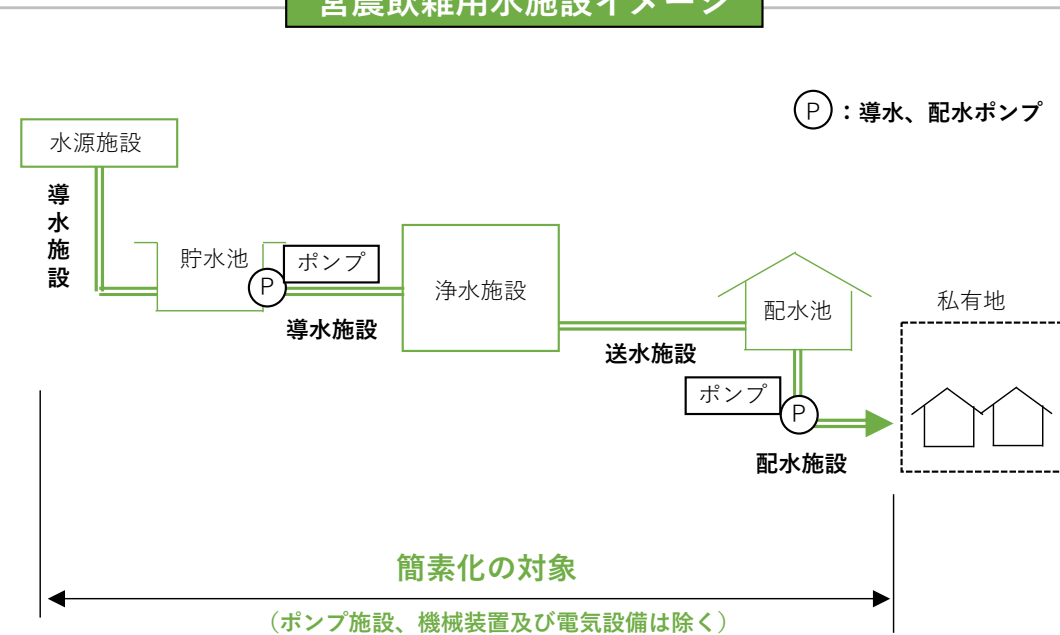
- 集落排水施設及び営農飲雑用水施設のうち、ポンプ施設、機械装置及び電気設備以外※を対象とする。

〔※実施要綱第2第2項に定める別表(実施要領第2)の詳細施設区分(表の右側の列)における、「ポンプ」、「機械装置」、「電気設備」に類する施設を除くものを対象。〕

集落排水施設イメージ



営農飲雑用水施設イメージ



② 事業費算定の考え方

【管路施設】

- 申請の範囲は、マンホールの隆起・亀裂、周辺の路面異常、管路の継目のズレ、たるみなど構造体の変状等の調査結果をもとに決定する。
なお、申請範囲の考え方は、別途「被災した管路施設における査定申請の取扱い」に留意すること。
- 申請時は、代表となる断面の数量×復旧延長から事業費を算定する。
- 査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更（重要変更）する。

【マンホール等施設】

- 申請の箇所数は被害が確認された箇所数とする。
- 申請時は、代表となる箇所の数量×復旧箇所数により事業費を算定する。
- 査定は条件付き査定とし、申請者は改めて行う詳細調査をもとに被災範囲及び復旧工法を確定し、速やかに計画変更（重要変更）する。

【処理施設、浄水施設、貯水池、配水池等】(ポンプ施設、機械装置及び電気設備は除く)

- 被害状況に応じ簡素化が可能な構造物（二次製品など汎用性のある構造物、クラック補修など軽微な復旧を標準化して簡素化することができ構造物等）は上記に準じる。

(参考2) 災害関連農村生活環境施設復旧事業 被災した管路施設における採択申請の取扱い

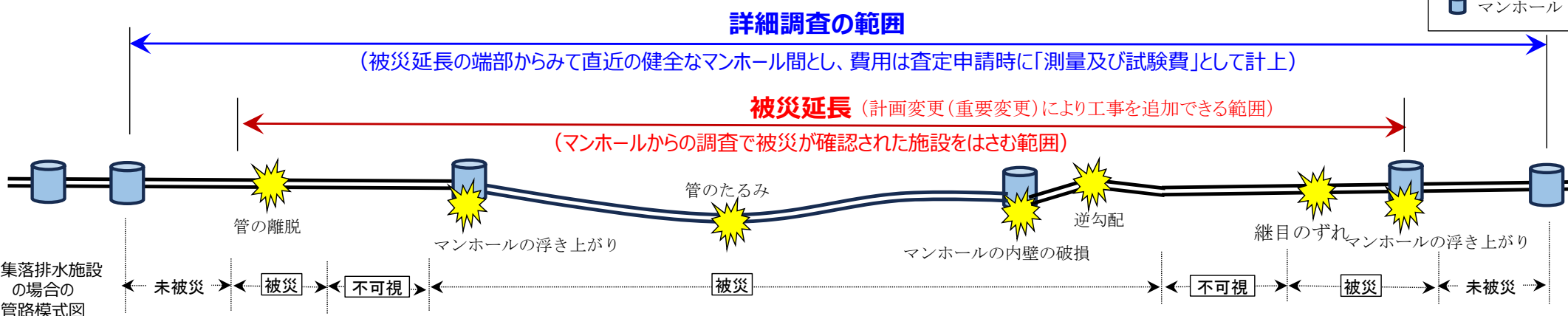
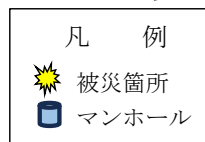
① 査定申請にかかる範囲の考え方

【被災延長及び詳細調査の範囲】

- 申請時の被災延長は、災害発生後の調査において把握した被災箇所を含む管路施設区間の範囲とする。
(この間において管路又はマンホールの損壊等により被害を十分に調査・確認できない範囲は不可視として取り扱う)
 - 詳細調査の範囲は、被災延長を含み、管内調査等が可能となる健全なマンホール間とする。
- ※ 集落排水施設の場合は、マンホールの隆起・亀裂、周辺の路面異常、内壁のズレや破損、管路の継目のズレ、たるみなど構造体の変状等の調査を地方公共団体等が実施した結果をもとに「被災延長」を決定し、その範囲を簡素化申請の対象とする。

【計画変更として処理できる範囲】

- 計画変更（重要変更）により追加できる工事は、被災が確認された不可視区間の管路施設とする。



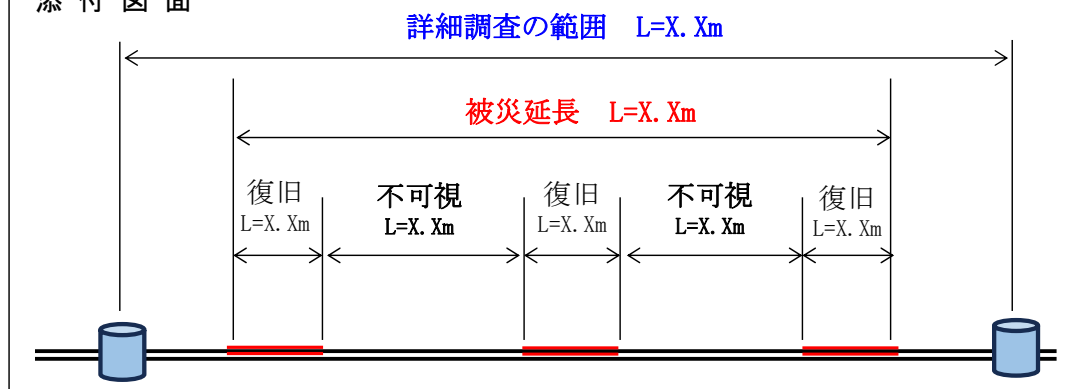
② 事業計画概要書等への事業費の計上

- 事業計画概要書（3千万円を超える場合は箇所別概要書含む）の復旧計画欄に、「詳細調査」を記載する。
- 添付図面には「被災延長」及び「詳細調査の範囲」を図示するとともに、復旧箇所以外を「不可視」として明示する。

災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書
箇所別概要書（集落排水施設／営農飲雑用水施設）

復 旧 計 画	
・ ○○○	○○○○
・ ○○○○	○○○
・ 詳細調査	L=○m (○○調査) ※調査内容を記載
・ ○○	○○○○
・ ○○	○○○○

添 付 図 面



【7】被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について

- ◆地震による地盤の沈下や隆起等の変形に起因した管水路の被害は、地表面の状況や明瞭な漏水等の外見からしか判断できないため、災害発生後の被害調査の段階で被災箇所や延長を全て把握することは困難。
- ◆そのため、**査定時に通水試験に必要な費用を計上するとともに不可視区間を図面に明示することで、条件付き査定とし、実施時に被災が確認された場合は計画変更で処理する。**

【被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について（令和6年1月25日付け5農振第2595号 農村振興局整備部防災課長通知）】

通水試験及び計画変更可能な範囲の考え方

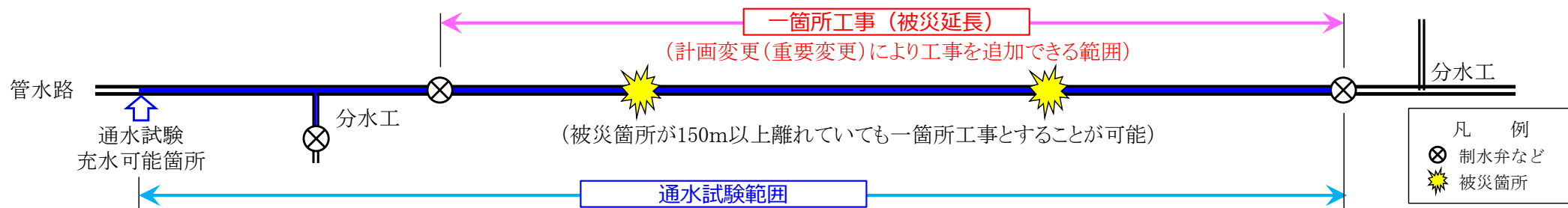
【通水試験の範囲】

○通水試験の範囲は、被災箇所を含む一箇所工事の試験に必要な最低限な範囲とし、費用は工事費に計上する。

【計画変更として処理できる範囲】

○計画変更（重要変更）により追加できる工事は、「農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項」第1の2（一箇所工事の取扱い）による一箇所工事の範囲内とする。

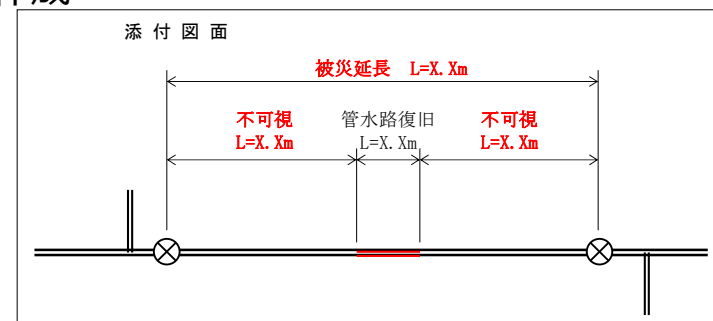
〔制水弁や仕切弁などの弁と弁の間は、分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當であるため、被災箇所が150mを超える間隔で連続していても一箇所工事とすることができる〕



災害復旧事業計画概要書等の作成

○災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の復旧工事計画欄には下記のとおり通水試験とその延長を記載する。

○添付図面には、一箇所工事として取扱う範囲を「被災延長」として記載し、この区間内における復旧箇所以外を「不可視」として記載する。



【9】机上査定（リモート査定）について

◆ WEBによる机上査定は、これまで新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施していたが、令和4年4月より、災害復旧の迅速化・効率化を目的に机上査定の手法として選択することが可能。

【机上査定の効率的な実施について（令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）】

北海道の実施例

令和4年においては、8地区の査定をWEBによる机上査定にて実施

立会官と道庁随行



申請者（A市）と道振興局



申請者（B市）と道振興局



①接続方法

- ・WEB会議方式にて道庁がホストとなり実施。
- ・参加が必要な招待メールは、道庁より道振興局担当者に送付し、各申請者（市町村・土地改良区等）へ通知。
- ・WEB接続は、3箇所（【査定官（農水省）】、【立会官（北海道財務局）＋道庁随行】、【申請者＋道振興局随行】）に分かれて実施。

②査定資料

- ・査定資料は、事前にPDFファイルにて提出（気象状況調書、野帳、計画概要書、査定設計書（被災及び復旧図面含む））。
- ・査定官への資料提出は、道庁よりメールにて送付（立会官用は紙ベースで道庁が用意）。
- ・通常の査定資料の他に、被災状況の説明資料として補足写真帳を作成。

③査定時

- ・対面で実施する机上査定と同様の流れで実施【事象説明⇒申請⇒被災状況説明⇒復旧内容説明⇒申請額(査定設計書)の確認】。
- ・説明資料（被災図、復旧図、写真等）を画面共有にて表示し、申請者より説明（説明資料をPDF化）
- ・査定後の朱入れ資料についても、申請者からの画面共有にて、査定官及び立会官が確認（説明資料と同様に朱入れ資料のPDF化）。

【10】 【11】 概略発注や実態を踏まえた積算の導入（不調・不落対策）

1 効率化（簡素化）査定後の災害復旧事業の円滑な実施について

詳細な構造を決定する必要がないものについては、災害復旧の早期完了のため、効率化（簡素化）査定で算出した数量によって工事発注を行い、特別仕様書に工事数量について設計変更する旨を記載した上で、工事完了後に精算する概算数量発注方式を積極的に活用すること。【令和6年2月8日付け5農振第2718号 農村振興局整備部防災課長通知】

2 令和5年度農村振興局所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について

災害復旧工事においては、品確法及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（国土交通省制定）に準拠し、（～中略～）実態を踏まえた積算、発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の事情を踏まえた必要な措置を講ずるように努めること。本通知は、都道府県、関係市町村等へ参考送付済。

【令和5年3月31日 4農振第3598号 農村振興局整備部設計課長通知】 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-180.pdf>



○「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、見積等を活用（歩掛含）すること。
遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合などは、設計変更の対象となる旨を明示すること。等

【平成29年7月（令和3年5月改正）国土交通省】 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001404379.pdf>



3 コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化すること。本通知は、都道府県等に対しても参考送付済。

【令和4年11月10日付け4農振第1974号 農村振興局整備部設計課長通知】 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-187.pdf>



（参考）設計・施工・入札等に係る農村振興局の取組は、農林水産省HPに掲載しています。 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/#koujigyomu>



【査定の簡素化・効率化にかかる主要通知について】

【1】災害報告の柔軟化関係

「令和6年能登半島地震における災害報告について」（令和6年1月9日付け5農振第2412号 農村振興局整備部防災課長通知）

「「令和6年能登半島地震における災害報告について」に係る補足について」（令和6年1月9日付け 農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）

【2】査定前着工関係

「査定前着工制度の積極的な活用及び再度災害防止に向けた取組の推進について（周知）」（令和6年1月26日付け5農振第2552号-1 農村振興局整備部防災課長通知）

【3】直営施工方式関係

「大規模災害時等に実施する直営施工方式（簡素化）について（通知）」（令和6年1月26日付け5農振第2552号-1 農村振興局整備部防災課長通知）

【4】【5】大規模査定方針等関係（一箇所の工事の取扱い、査定設計書の簡素化等）

「令和6年能登半島地震による災害の「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」の適用について（通知）」

（令和6年1月31日付け5農振第2637号 農村振興局整備部防災課長通知）

「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日付け28文第230号 農林水産事務次官通達）

「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説について（令和6年6月改定）」

（令和4年6月7日付け 農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）

「令和6年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の事業計画概要書等に添付する図面等の簡素化等を行う場合の取扱いについて」

（※石川県適用：令和6年3月13日付け5農振第3065号 農村振興局整備部防災課長通知）（※富山県適用：令和6年4月15日付け6農振第191号 農村振興局整備部防災課長通知）

「令和6年能登半島地震に係る災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査の効率化について」

（令和6年3月13日付け5農振第3065号 農村振興局整備部防災課長通知）

【6】査定設計書作成にかかる測量設計費の計上関係

「激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて」（令和2年7月31日付け2農振第1432号 農村振興局整備部防災課長通知）

「激甚災害（本激）に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を簡略化した場合の取扱いについて」

（令和3年1月15日付け2農振第2559号 農村振興局整備部防災課長通知）

【7】不可視部分の条件付き査定関係

「被災した管水路における災害復旧事業計画概要書等の作成及び査定について」（令和6年1月25日付け5農振第2595号 農村振興局整備部防災課長通知）

【9】リモート含む机上査定関係

「机上査定の効率的な実施について」（令和4年4月28日付け 農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡）

【10】【11】災害復旧工事の発注関係

「効率化（簡素化）査定後における災害復旧事業の円滑な実施について」（令和6年2月8日付け5農振第2718号 農村振興局整備部防災課長通知）

「令和5年梅雨前線豪雨等による被害に伴う工事等の入札・契約手続き等について」（令和5年7月4日付け5農振第1157号 農村振興局整備部設計課長通知）

「コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について」（令和4年11月10日付け4農振第1974号 農村振興局整備部設計課長通知）

お問い合わせ先

農地・農業用施設、農村生活環境施設等にかかる災害復旧事業の制度、災害査定、国職員の支援などに関するご質問、ご意見があれば、気軽にお問合せ下さい。

担当部課名

電話番号（直通）

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 災害対策室

03-6744-2211

北陸農政局 農村振興部 防災課

076-232-4727

農林水産省 農村振興局整備部防災課 災害対策室 ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/index.html

『大規模災害時における災害復旧の手引き』



『農地・農業用施設等の災害復旧事業とは？』



『災害査定申請マニュアル』



『農地農業用施設の改良復旧について』



災害復旧事業解説動画



災害復旧事業の手続きについて、災害発生から復旧工事が完了するまでの流れを解説した動画をYoutubeに掲載しています。